

各種計画評価シート

No. 2

主管課：係名	総務課：総務係
計画名称	昭和町職員研修基本方針・職員研修基本計画 (H 2 3 人材育成基本方針策定)
策定の趣旨 (目 的)	地方分権時代にふさわしい人材育成を目指し、職員研修のあり方が重要視されてくる。「公務員倫理の確立」「職務遂行能力の向上」「政策形成能力の向上」を三つの柱として昭和町職員研修基本方針を策定し、職員の資質の向上と能力の開発を行うことにより、地方自治の適切な運営に資し、もって住民福祉の増進と地域の振興に寄与するため策定。
計画期間 〔策定年月日〕	平成 1 7 年度～ 〔平成 1 7 年 1 月〕(今後は人材育成基本方針に代わる)
総合計画、法令 等の位置づけ	・ 策定の根拠となるもの 地方自治法 (研修) 第 3 9 条 職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない。 2 前項の研修は、任命権者が行うものとする。 3 地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。
計画の概要	・ 主な内容(特徴、予算、その他) 研修の種類、自主研修の奨励、職場内研修の促進、重点目標の設置
	・ 計画策定体制(計画を策定した組織・機関とプロセス) 行財政改革審議会、及び庁舎内会議等で意見聴取
	・ 策定時の町民意見聴取手法 行財政改革審議会
	・ 計画推進体制(計画を推進する組織・機関とそのプロセス) 総務課
	・ 目標設定の有無(数値目標の有無) 数値目標無し。職員自主研究や自己啓発活動の促進、職員接遇能力の向上、政策形成研修の受講、職員提案制度の検討等が目標。 又、年一人 1 研修の受講が目標。

主な施策と 進捗状況	・評価方法 特になし。
	進捗状況 ●職員研修所が提案する研修内容を総務課職員が確認し、職員に研修を受講してもらう。
未執行の施策と執行できない理由 〔課題 A〕	研修を受けた職員の研修記録をもとに、勤務評価の参考とするところまでは出来なかった。
今後の計画の進め方 〔課題 A の解決策〕	今後は、策定した人材育成基本方針に基づき、人事評価制度の施行導入に伴い、個人ごとに不足している能力を引き出す研修会に参加させ、人材育成を推進する。
総合的な 自己評価	計画全体の総合評価　〈　B　評価〉
	ランク分け　A＝達成できた　B＝概ね達成できた　C＝一部達成できた　D＝ほとんど達成できていない
	※上記評価となった理由 「一人一研修」の実践を行った。

※ 参考資料がある場合は添付すること。